

【資料 4】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 6 月 16 日

【議題 4】

区画漁業権における条件の変更について（協議）

区画漁業権における条件の変更について

1 背景

本県では令和 5 年 9 月 1 日付けで漁業権を免許し、一斉切替を行ったところである。魚類養殖における第 1 種区画漁業権については、いけす（8m×8m）の台数の最高限度を条件として付しているが、今般、下記のとおり、漁業権者から条件の変更に係る要望があった。

2 条件変更の概要

（1）鹿特区魚第 76 号，第 77 号，第 78 号（東桜島漁協）

①内容

第 76 号（鹿児島市高免町園山地先）：45 台 → 29 台（16 台減）

第 77 号（鹿児島市野尻町地先）：48 台 → 32 台（16 台減）

第 78 号（鹿児島市持木・東桜島地先）：80 台 → 112 台（32 台増）

②理由

近年、高水温の影響により、「沈下式いけす」による養殖に切替えていきたい。そのため、潮通しがよく、赤潮や貧酸素の影響が少なく、かつ、係留施設に余力がある第 78 号に移設したいため。

なお、漁場の区域の範囲内での移設であり、区域拡張は伴わない。

（2）鹿特区魚第 97 号，第 98 号，第 99 号（ねじめ漁協，県漁協佐多支所）

①内容

第 97 号（肝属郡南大隅町根占川南瀬脇南部地先）：66 台 → 90 台（24 台増）

第 98 号（肝属郡南大隅町根占辺田小浜地先）：40 台 → 76 台（36 台増）

第 99 号（肝属郡南大積町佐多馬籠浮津地先）：60 台 → 0 台（60 台減）

②理由

県漁協佐多支所に免許している鹿特区魚第 99 号について、行使者である養殖業者の廃業に伴い、活用の見込みがなくなったため、同じ大隅町内であり、活用見込みのある第 97 号，第 98 号に移設したいため。

なお、漁場の区域の範囲内での移設であり、区域拡張は伴わない。

3 要望への対応について

県全体のいけす台数の最高限度に増減はなく、漁場の区域の範囲内での移設である。漁業権者の責務である漁場の適切かつ有効な活用に資するものであることから、要望のとおり条件を変更することとしたい。

4 今後のスケジュール

6月16日 条件変更に係る海区委への協議

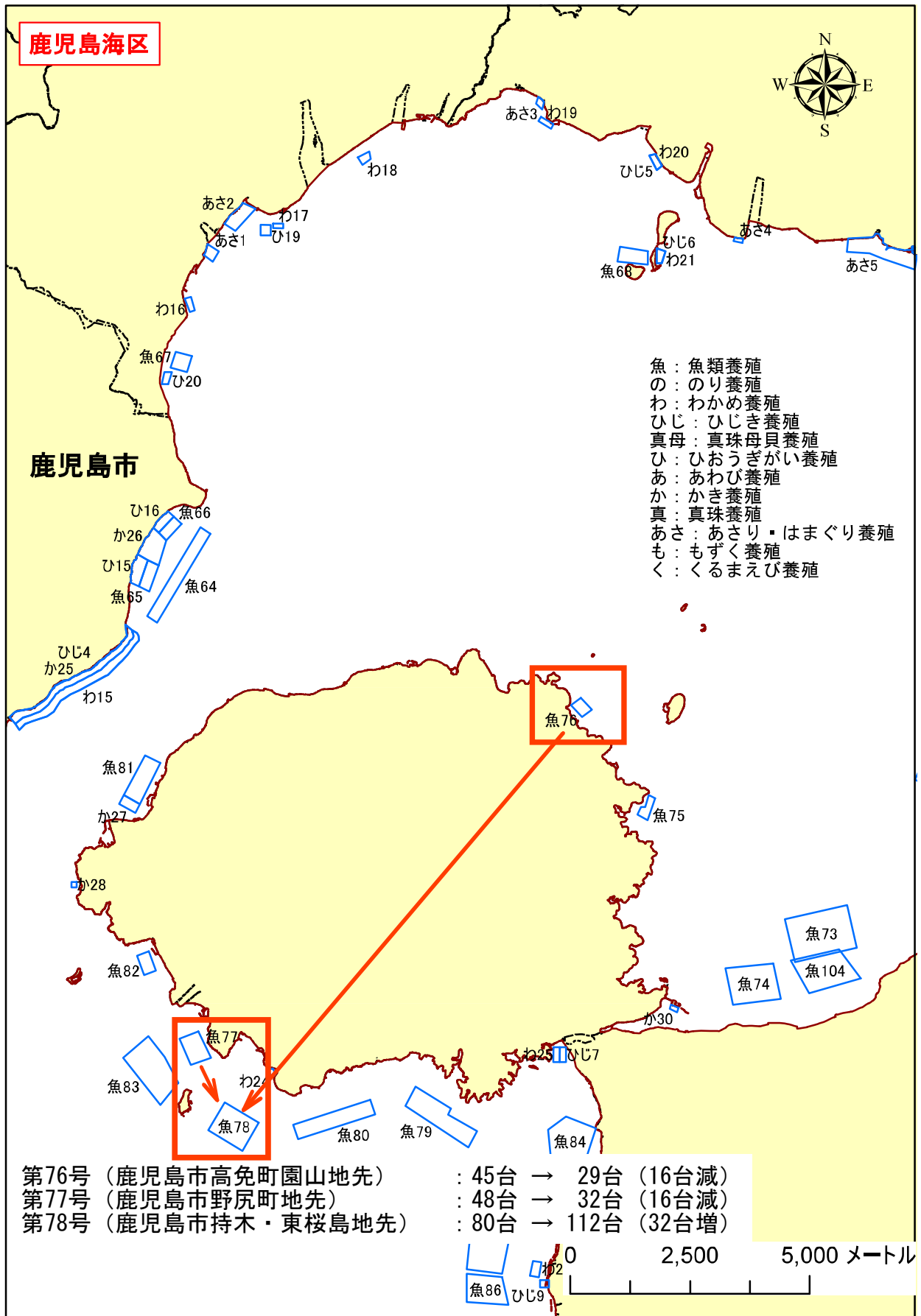
6月中旬 条件変更に係る指令書の発出

免許漁業原簿の書換

漁業権行使規則の変更認可申請・認可

区画漁業権行使開始

漁業権連絡図（区画・定置漁業権）



漁業権連絡図（区画・定置漁業権）

